鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　23　号

令　和　8　年　3　月　19　日　　決　裁

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例施行規則を廃止する規則

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第202号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。